

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 平尾高架橋補修工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P23 設計図 105/123-116/123 123/123	交通監視員A、交通誘導警備員の人数構成、規制回数の内訳について、当社で交通監視員Aの人数を確認したところ多くの人数が入っています。ご教示ください。	交通監視員Aの人数は、設計図105, 106, 123/123の交通規制図の※2に示すとおり施工箇所と合流部に各1人配置します。
2	特記仕様書 P23	単価表の交通規制工および、交通保安要員について質問いたします。供用中の道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車等の安全を確保するための、交通監視員等の輸送、法定福利費、労務管理、安全訓練等に要する費用については、各規制工の単価項目に含むものと考えてよろしいでしょうか。また、交通監視員A及び交通誘導員Bについても同様でしょうか。上記の単価項目に含まない場合は共通管理費の率計上分に含むと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	共通仕様書1-34-1に示すとおり、交通監視員等の輸送は共通仮設費に含まれます。法定福利費、労務管理、安全訓練等に要する費用については、現場管理費に含まれます。
3	設計図 110/123	現地調査でA1橋台の前の佐久市道7-73号の道幅を確認して来ましたが、足場を組み立てると、車の通行できなくなります。通行止めは可能と考えてよろしいでしょうか。また、通行止めになった場合は交通誘導員の増減が発生すると思いますが、そちらは設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	市道の交通規制方法については、設計図110/123に示す規制形態を想定しています。また、道路管理者との協議による規制形態等の変更に基づき交通誘導員警備員の人数を変更した場合は、設計変更の対象となります。
4		ヤード内に作業車を搬入する際に入口が狭い場合には、仮囲いは撤去出来ると考えてよろしいでしょうか。また、その費用は共通仮設費の準備費に入っているという認識でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	仮囲いについて、契約後に監督員が撤去を必要と認める場合は撤去することができます。撤去に要する費用については、監督員と受注者間で協議し定めるものとします。
5		冬季期間の作業中止は考えないとのことですが、断面修復作業については5℃以下では硬化不足が懸念されます。ハツリ作業を先行して行うことは可能でしょうか。また、ハツリ作業後、何日間に断面修復をしなければならぬなど佐久管理事務所で規定があるかご教示下さい。	構造物施工管理要領の規定に従い、貴社の施工計画に基づいてお考えください。
6		吊足場工費（防護型側面）となっていますが、本工事の側面の材質は木でもよろしいでしょうか。強度の指定などありましたらご教示下さい。	吊足場の防護型側面については、側面足場にシステム足場材を使用した構造とし、材質は問いません。